



## 第20回 法律討論会 のご案内



**日時** 2022年**12月22日** (木) **14:40~17:50**

**場所** 福島大学 **M1**教室

### (ご案内)

行政政策学類の「地域政策と法コース」の問題探究セミナー(法学)では、全クラスの共通授業として、年末の法律討論会の開催が恒例となっています。そして歴史を重ね、今年度で20回目を迎えることとなりました。

法律学は、ただ机に座ってする学問と思われがちですが、その意義と面白さは、相手と討論し論破することに集約されています。そして、今年も各クラスとも十分に準備をし、優勝を狙っています。今回も学生諸君の研究の成果、鮮やかな弁舌や迷解答が繰り広げられることでしょう。

尚、コロナ対策のために一部ですが席をご用意しています。学年・学類、学生・教員を問わず、法律学にご関心のある方なら、どなたでも参加できます。

**行政政策学類 問題探究セミナー(法学) 担当教員一同**

### (今年度の課題)

Xは、A国において、野党Dの下部組織である青年部に所属し、自由と平等、民主主義の拡大を求める勉強会や、首都での抗議行動に参加するなどの活動を行っていた。政権の締め付けが強まり、集会に警察が介入する動きが各地で起こり、Xも一時拘束され取調べを受けた。Xは活動を続けることに危険を感じ、国外に出ることにした。

Yは、B国から日本に日本語学校で日本語を学ぶために入国し、語学学校に通っていたが、入国前にした借金と日本での生活費を捻出するため、だんだん学校には行かなくなり、

日本の滞在期間を過ぎたときも、更新の手続きを取らず、その後仕事を転々としていた。Y は、正規の資格で滞在し働いていた X と知り合い一緒に暮らすようになり、やがて Z1 と Z2 が生まれた。その後 X と Y は正式に結婚した。X は職場において責任ある仕事を任せられ、また Y もパートで働いていた。Z1 と Z2 は日本の公立学校で教育を受け、X 及び Y の母国語はごく簡単な会話しかできない。X、Y ともに学校行事や地域活動にも積極的に参加し、円満な家庭を築いていた。

その間、A 国では、民主主義を掲げる野党 D が選挙で勝利した。D 党が政権をとってから 3 年ほど経った頃、軍事クーデターが起こった。全土に戒厳令がしかれ、その渦中党首で大統領を務めていた F の死が伝えられた。この事態に対する抗議行動に対しては、軍が発砲する映像が国際ニュースなどで報道された。X が野党 D に所属する A 国在住の兄と連絡を取ったところ、党员や各地の抗議活動の参加者が多数逮捕されたことが伝えられた。X はこの状況を憂い、日本において、軍事政権の動きに対抗する人々の支援を行い、軍事政権を批判する A 国大使館前のデモに参加するなどの活動を行っていた。また、国際人権 NGO が、A 国で失踪者が当局に拘束されて拷問を受けていると指摘するレポートを出した。政権側はこれを否定する声明を出し、当該 NGO の関係者に国外退去を命じた。

そのような中、経済状況の悪化により、X の勤めていた会社が倒産し給料も未払いのまま経営者が失踪した。X は、仕事を探していたが、滞在が認められる期間を超えてしまい、その後も手続きを取らないまま、日本に滞在していた。X ら一家は話し合った末、入国管理局に出頭し、日本での在留を希望し、X の難民申請を行なった。しかし、認められず、X は A 国へ、Y、Z1、Z2 は B 国へ退去強制されることとなった。Z1 と Z2 は、在留資格未取得であり、A 国及び B 国の国籍を有している。この時点で、Z1 が 14 歳、Z2 が 9 歳であった。

国際法、とりわけ国際人権法に照らして、この家族が日本での滞在が認められるべきか否かについて論じなさい。

**連絡先 福島大学行政政策学類 福島雄一 電話548-8316 (研究室)**